

ID: 234

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第22条		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第22条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 【基準】 根拠条文、第23条及び第24条の規定による。 (使用料) 第23条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて別表に定めるところにより算定した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率(以下「消費税の税率」という。)に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じた数値に消費税の税率の数値及び1を加えた数値を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (使用料の算定) 第24条 市長は、毎月定例日に汚水量を算定し、その算定した汚水量により、算定日の属する月分の使用料を算定する。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、隔月定例日に2月分をまとめて汚水量を算定し、その算定した汚水量により、算定日の属する月分及び前月分の使用料を算定することができる。 3 市長は、特に必要があると認めたときは、前2項の定例日でない日に汚水量を算定し、前2項の規定に準じて使用料を算定することができる。 4 使用月の中途において使用を開始し、又は使用をやめた場合の使用料は、その使用日数が15日以内の場合は、基本料金を2分の1として算定する。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日